

あきる野市子ども・子育て支援総合計画の中間年度見直しについて

1 背景・目的

あきる野市子ども・子育て支援総合計画は、「子ども・子育て支援法」、「次世代育成支援対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の3つの国の法律に基づいて策定された子ども・子育てに関する総合計画であり、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする計画です。

今年度は計画の中間年にあたるため、新型コロナウイルス感染症等の影響も十分に留意した上で、計画での量の見込みと実績値が大きく乖離しているものについて、見直しを検討します。

2 見直しの方向性

・今回の見直しは、計画における量の見込みと確保の内容が実績値と乖離しているものに限る。

※子育て支援施策（計画書第4章 P38～57）の内容や目標値については、令和5年度実施予定のニーズ調査結果等を踏まえて、次期計画策定時に修正を検討する。

・新型コロナウイルス感染症の影響による乖離については、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であるため、今年度は見直しは行わない。（資料2参照）

・市内の教育・保育施設の需要と供給のバランスを調整することを明確にするため、認定こども園の新たな施設の必要性の有無について明記する。（計画書第5章 P69）

3 見直しの対象

・令和3年度の実績値が計画値と10%以上乖離があるもの（資料2参照）

・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業（計画書第5章 P58～69）